（後退灯）

第四十四条　（略）

2～14　（略）

15　次に掲げる自動車については、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後退灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

16　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～22　（略）

23　次に掲げる自動車については、細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第６号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第６号第２改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と方向指示器の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

24～26　（略）

（後退灯）

第四十四条　（略）

2～14　（略）

15　保安基準第四十条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定に適合するものであればよい。

16　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～22　（略）

23　保安基準第四十一条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第６号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第６号第２改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

24～26　（略）